

# 大東文化大学経済研究所ディスカッションペーパー投稿規程

平成29年3月10日制定

## (目的)

- 第1条 大東文化大学経済研究所（以下「研究所」）は、大東文化大学における諸研究の成果を公表する手段の一つとして大東文化大学経済研究所ディスカッションペーパーシリーズ（以下「DP」）を発行する。
- 2 この規程は、研究所が行なう DP の発行等に関し必要な事項について定めるものである。

## (編集委員会)

- 第2条 研究所は、前条第1項に定める DP の編集、発行、その他の業務を円滑に行なうため、研究所 DP 編集委員会（以下「編集委員会」）を置く。
- 2 前項に定める編集委員会は、若干名の編集委員をもって構成する。
- 3 編集委員は、研究所の所長（以下「研究所長」）が大東文化大学経済研究所規程（以下「研究所規程」）第10条第2項に定める大東文化大学経済研究所運営委員会（以下「運営委員会」）の運営委員および同第6条の2第1項に定める専任研究員の中から任命する。

## (投稿の要件)

- 第2条 第1条に定める DP への投稿が認められる論文は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 経済研究所規程第6条第1項に定める研究員が執筆した研究論文または当該研究員と他の者が共同で執筆した研究論文（共著論文）
  - (2) 研究所が主催または共催のコンファレンス・シンポジウムで発表された研究論文
  - (3) 研究所の研究助成事業（研究所が推進する研究プロジェクトを含む。）、その他研究所が実施した事業で執筆された研究論文
  - (4) 研究所が推進する研究プロジェクトに参加した共同研究者が執筆した研究論文
  - (5) 前各号に定めるもののほか、編集委員会が特に投稿を認めた研究論文

## (投稿の方法)

- 第3条 前条各号に定める研究論文を研究所が発行する DP へ投稿する場合には、執筆者は MS Word、PDF ファイルで原稿を作成し、研究所長へ提出する。
- 2 研究所が発行する DP へ投稿する研究論文の体裁（頁数、フォント、フォーマット、リファレンスなど）は、原則として自由とする。

## (投稿論文の採否)

- 第5条 前条第1項の規定により投稿された研究論文の DP への採否は、速やかに編集委員

会が審査のうえ、決定する。

- 2 前項の規定により投稿された研究論文の DP への採否が決定したときには、研究所長はその採否の結果を速やかに投稿者へ通知するものとする。

(審査基準)

第6条 投稿された研究論文の採否は、次の各号に掲げる審査基準に則り、判断する。

- (1) 学術論文として公表が可能な体裁を整えているものであること。
- (2) 学術論文として必要な論文に関する事項がすべて誤りなく編集委員会に伝えられていること。
- (3) 大東文化大学が定める大東文化大学研究倫理指針、その他の諸規則に抵触していないものであること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、編集委員会が特に必要と認めた審査事項に合致しているものであること。

(研究所ウェブサイト等への登載)

第7条 研究所が発行する DP へ採用された研究論文は、原則として執筆者の同意を得たうえで研究所ウェブサイト等へ登載するものとする。

(著作権)

第8条 研究所が発行する DP へ採用された研究論文の著作権は、執筆者にある。ただし、編集委員会が別段の定めをした場合は、この限りでない。

(臨機の処置)

第9条 この規程に定めのない事項については、研究所長が編集委員会に諮り、これを処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、研究所長がこれを行なう。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。